平成２１年（フ）第２８３３号
札幌市厚別区厚別南２丁目２番28号　ブランシュール山本207号
債務者　加藤　明子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４３号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目20番３号
債務者　碓井　　要（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８６２号
札幌市南区澄川４条３丁目８番57号
債務者　澁谷　時男
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８６９号
札幌市東区北10条東２丁目１番20―407号
債務者　坂本規久枝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７３号
札幌市白石区本郷通７丁目北７番20号　バロンハイツ205号
債務者　丸山　信行
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７６号
札幌市白石区本郷通13丁目南３番３号　コーポリラ210号
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７９号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番25号
債務者　中塚　安敏
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８０号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番25号
債務者　中塚　憲子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８８号
札幌市東区北31条東７丁目１番７号　コーポ31―106号
債務者　山内　正行
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８９２号
北海道江別市上江別西町39番地の33　アイスバーグ102
債務者　竹内美智代（旧姓井川・木林）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８９８号
札幌市豊平区平岸３条４丁目４番14号　クレール34―202号
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０３号
北海道石狩市樽川３条３丁目５番地　グループホームきぼう１　102
債務者　今田久美子（旧姓茅ケ迫）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１４号
札幌市白石区本郷通６丁目北５番11―705号
債務者　小野　昂之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４９号
札幌市北区北30条西７丁目１番２―302号
債務者　佐々木敏雄
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７８号
札幌市白石区本郷通10丁目南２番14号　珊瑚第二マンション203号
債務者　黒田さゆり
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８０号
札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番６―307号
債務者　藤屋　公利
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１２号
北海道北広島市西の里東３丁目７番地２　塩井マンション202号
債務者　青木　　功
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部